

デイヴィッド・ミラーのグローバル正義論と 実行可能性問題

——「正義の間隙」論を中心に——

日高翔一朗

(堤林研究会3年)

- I はじめに
- II 貧困を巡る非理想理論
 - 1 理想理論と非理想理論
 - 2 グローバルな不正義としての貧困
- III グローバル正義論における「現実」解釈
 - 1 何が現実における不正義か：平等主義と十分主義
 - 2 現実の何を所与とするか：ロールズ－コーエン論争
 - 3 現実において可能なのか：実行可能性問題
- IV D. ミラーのグローバル正義論：文脈主義と「正義の間隙」論
 - 1 ミラーのグローバル正義論
 - 2 ミラーの批判対象
 - 3 「正義の間隙」論とその批判
 - 4 文脈主義と「現実」への視座
- V おわりに

I はじめに

政治哲学者のジョン・ロールズが1971年に『正義論』を公刊して以降、「正義」を巡る問いは政治哲学¹⁾における中心の問題へと返り咲いた。ロールズが『正義論』のなかで展開した議論は、端的にはある社会が「正義に適った社会」であるための条件にかかわるものである²⁾。ここでロールズは、自らが「公正としての正義」と呼ぶこうした正義の妥当性がある社会、具体的にはリベラルな社会内部

におけるものとして想定していた。ここで意図される正義は、必ずしも普遍的な妥当性を有していることを意味していない。あくまで民主的なリベラルな社会において妥当しうる重畳的合意として、ロールズは「公正としての正義」を論じたのであり、その議論の射程は一国内における正義の正当化であった。しかし、昨今のグローバル化の進展とそれに伴うグローバル・イシューの深刻化を背景として、正義の構想をロールズが想定したような一国内のみで妥当するものとしてだけでなく、グローバルに拡張する可能性、さらには普遍的に妥当する構想として想定するグローバル正義論の議論が盛んになった。複数の国家ないし共同体が併存する現実、グローバルな社会的課題の認識を不可避のものとした。貧困や格差、抑圧といった人権保障の問題や地球環境問題、戦争やテロといった、国内における正義論では包含できない国家を横断する地球的課題の存在は、グローバル正義論の必要性を生み出したのであった。

こうしたグローバルな正義論の要請と同時に、ロールズ以降の正義論争が問題としてきた現実独立的な理想状態、規範理論の構築という作業が、現実存在する不正にアプローチするだけの行為指針性を有していないのではないかという批判がなされるようになる。地球規模の課題に直面して、貧困や抑圧といった眼前の課題を理論的に解釈し是正していくことが正義論の文脈においても求められるようになった。政治哲学という領域においても、哲学という語彙が含意するような真理、理想の探求のみならず、実践的なし応用的意義が論じられるようになったのである。

そうしたなかで、グローバルな正義論において核心的位置を占めたのがグローバルな分配的正義論、すなわち貧困是正、世界経済における正義論をめぐる論争であった。高度に文明が発達した現代社会においても、なお存在し続ける極度の貧困、明日の生存すらままならない環境に置かれた人々の存在は、国際社会における明らかな不正の存在を如実に浮かび上がらせている。そのために政治哲学、グローバル正義論の主たる関心は、先進国から途上国貧困層への財の移転の理論的な正当化可能性、国内社会における政策的配慮とグローバルな正義の義務とを如何にして接合するのかという問題に当てられたのである。先に述べたロールズのほかに、こうしたグローバル正義論の代表的論者としてトマス・ポッグ、チャールズ・ベイツ、ピーター・シンガー、ジェラルド・コーエン、そして本論文が対象とするデイヴィッド・ミラーなどが挙げられよう。しかしながら、彼らの議論は同様の道程を辿るものではない。それは単に理論の内容が異なっている

ことのみならず、各々が依って立つ諸前提が異なっているためにその理論は異なる帰結を導き出す。それ故に、前提の異同を分析することでそれぞれの論者のグローバル正義論の実質が把握できるのである。

以上を踏まえつつ、本論文では、イギリスの政治哲学者であるデイヴィッド・ミラーによるグローバル正義論を対象として、それが持つ意義を政治理論における現実という視座から検討する。ミラーの理論を、時に見られるようにグローバルな正義の否定論としてではなく他の論者と同等のグローバル正義論の一つとして位置づけ、その構想のうちに意図していたであろう実行可能性問題という関心の存在を明らかにする。ミラーのグローバル正義論とは、文脈主義という言葉に要約される、グローバル・ミニマムとしての基本的人権に基づく十分主義と関係主義的かつネーション基底的な責任の特定作業からなると理解できる。ミラーの文脈主義は、自らの正義論が現実独立的に構想されるべきでなく共約可能性の低い国際社会において責任を特定し割り当てようとする試みである。それ故にミラーは、強いコスモポリタニズムとしてのグローバルな平等主義を批判し、現実の国際社会の文脈の中で不正義を是正するための匡正的な非理想理論として自らのグローバル正義論を構築した。

自らのグローバル正義論を非理想理論として構築したミラーの問題意識には、理論の持つ現実への行為指針性、とりわけそれが実践されるのかという実行可能性問題への関心があった。本論文で注目する「正義の間隙」論は、そうした実行可能性問題へのミラーの関心を如実に示している。しかし、ミラーのグローバル正義論に対するこれまでの研究は、ミラーのリベラル・ナショナリストとしての側面に着目しつつナショナリティに基づく分配の正当性を論じたものがほとんどである。例えば、井上達夫による『世界正義論』や浅野幸治の「T. ポッゲの世界正義論と D. ミラーの国際正義論」などがあるが、それらは「正義の間隙」論がミラーのグローバル正義論を事実上無効化していることを指摘するものである³⁾。それらでは、ミラーが「正義の間隙」論を付したのは、先進国市民であるミラーの責任忌避、ナショナリズム志向として解される⁴⁾。しかし、本論文では「正義の間隙」論を展開したミラーの意図に着目することによって、「正義の間隙」論をミラーの内面的な責任忌避志向の表れとみる先行研究とは異なった解釈を導く。

したがって、本論文の目的は、ミラーの議論に内在している理論と現実の関係性という問題を明らかにすることに求められる。そのため、はじめにグローバル正義論における理論的諸前提について若干の整理を行う。まず第Ⅱ章では、正義

論における理想理論と非理想理論の区別を確認したのち、グローバルな貧困の実状とそれが是正されるべき不正義として措定されることを示す。続く第Ⅲ章では、本論文が対象とするミラーのグローバル正義論を考察する上で重要である理論における「現実」の解釈の問題について扱う。理論において現実を如何に解釈し組み込むかという観点から、政治哲学の方法論的諸前提を分析する。第Ⅳ章では、ミラーのグローバル正義論を検討し、理論と現実という観点からミラーのグローバル正義論を評価する。ミラーの構想における「正義の間隙」論とその批判を中心として、「現実」の扱い、実行可能性の評価という時にそれまでの非理想理論に不足していた観点からミラーの独自性を明らかにする。

Ⅱ 貧困を巡る非理想理論

1 理想理論と非理想理論

はじめにグローバル正義論を含む規範理論一般をその形式から分類しておこう。

政治哲学における規範理論は、まず「理想状態を扱う理論（理想理論）」と「理想的ではない状態を扱う理論（非理想理論）」に大別される。ロールズが示したこの分類は、その理論が如何なる状態を想定して導出される理論であるかを問題とする。ここで示される理想状態とは、現実の分配やその他の状況から独立して、「全員が正義に則った振る舞いをなし、正義に適った諸制度を維持する上での役割を果たす」こと、すなわち正義の義務の「厳格な遵守」が期待できる状態のことを意図している⁵⁾。この理想状態を前提として構築される理想理論は、既存の現実における資源の分配状況や価値尺度、人々による正義の非遵守可能性などを捨象することで、正義に適った社会の構造を描画することを目的とする。こうして導出された政治社会は正義に適った理想的な社会の理念型として機能する。理想理論は、現実の社会は「この構想から離れている度合いに応じて正義にもとっていると見なされねばならない」という意味において、現実を規範的に評価するための尺度を提示するのである⁶⁾。ロールズ自身は自らの正義論の対象をこの理想理論に絞っている。「無知のヴェール」に覆われた原初状態は典型的な理想状態の想定であり、そこからロールズは諸個人の善の構想からは独立した正義の可能性を論じるのである。

一方、非理想理論が問題とするのは、理想理論によって正義に適った政治社会の有り様が導出されたにもかかわらず、現実における分配状況やその他の制約、

個々人が必ずしも正義としての諸原理を遵守できない可能性などによって理想理論で示された正義に適った社会が実現されていない状態とされる。理想理論が「厳格な遵守」を前提としたのに対し、非理想理論は「部分的な遵守」という現実における制約を考慮の対象に入れる。そうした非理想理論の目的とは、現実独立的な理想理論で提示された社会の構想を諸制約下にある現実の社会において適用しようと試みることにある。換言すれば、非理想理論とは現実に存在しうる不正義を解消しようとする方策を提示することであり、非理想理論の核心はその匡正的意義にある。

ただしロールズは、理想理論は非理想理論が扱うべき「喫緊の諸問題を体系的に把握するための唯一の基盤を（私見によれば）提供してくれる」として理想理論の非理想理論に対する概念的先行を主張した⁷⁾。そのためにロールズはその思索の対象を専ら理想理論に限定したのである。しかしこうしたロールズとその後に連なる論者による様々な理想理論構築の試みは、理想状態を前提としているが故に現実に存在する不正義における行為指針性を欠いていると指摘されてきた⁸⁾。そこで一定の現実を所与のものとおく非理想理論の持つ行為指針性が評価され、貧困、格差、国境、人権、戦争といった様々な問題領域において非理想的な現実を対象とした理論的考察がなされるようになったのである。

2 グローバルな不正義としての貧困

不正義の是正を目的とする非理想理論は、戦争、移民などそれぞれの問題領域に応じた多様な射程を有している。そうしたグローバルな問題類型のなかでも、正義論の中核たる分配的正義論をグローバルに拡張した議論として、グローバルな貧困とその是正を巡る理論的考察は主要な関心を占めている。その要因は、グローバルな貧困という状況が正義論一般において中核的意義を担う財の分配という問題にかかわりそれに由来する、すなわち財の偏在に起因する問題であるためである。如何なる貧困が不正義として措定されるのかについては次章で詳しく扱うが、少なくとも何らかの形式における貧困が不正義であることは非理想理論の作業を経るまでもなく理想理論からも肯定されうる。ベイツは、国際社会においてもグローバルな社会的協働が成立しているが故に、ロールズの正義論、正義の二原理が「国内的原初状態で選択されるなら、その原理は地球大の原初状態のもとでもやはり選択される」と考えている⁹⁾。正義の二原理を国際的に妥当させるベイツの立場からは、現状のグローバルな貧困は最も不遇な人々の最大の便益に

資するときのみ格差は肯定されるとする格差原理に反するために不正義足りうる。また左派リバタリアニズムの立場においても、資源分配の不公平によって生じるグローバルな貧困は不正義だと判断できる¹⁰⁾。リバタリアニズムにおいて現時点における所有の正当性は、資源が獲得された時点まで遡り、その獲得が「ロック的但し書き」という獲得の正義に則っているか、そしてそれが正しく交換されてきたかという歴史的権原理論によって説明される。左派リバタリアニズムは、現実世界における資源の獲得が植民地支配や力による不公正な取引など正義に適ったものではないことを指摘することで、貧困に不正性を見出し再分配の可能性を正当化するのである。

ここでグローバルな貧困の現状について簡潔に確認しておこう¹¹⁾。そもそも貧困とは、絶対的貧困と相対的貧困に分類される。ここで扱うのは前者であるが、絶対的貧困とは生活における最小限度の水準すら満たされていない状況を示す。世界銀行は、この絶対的貧困を定義する国際貧困ラインを「2011年の購買力平価 (PPP) に基づき、1日1.90ドル」と設定し、これ以下で生活する人々を絶対的貧困者と定めている。2015年時点でこの国際貧困ラインを下回る人口は、世界人口の10パーセントに当たる7億3400万人に上る。世界銀行は2030年までにこれを世界人口の3パーセントまで減少させることを、国連は「持続可能な開発目標 (SDGs)」のなかで「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことを目標に掲げるが、それは困難な道のりであろう。貧困の撲滅が困難であることは、「社会的支援もしくは社会的保護の便益を受けられた人は、高・中所得国では3人に2人の割合であったのに対し、低所得国では5人に1人」に過ぎないことにも示されている¹²⁾。こうした状況は先進国と途上国の不均衡と貧困層への支援が行き届いていない問題を露にしている。

途上国の貧困層が最小限度の生活すら保障されていない一方、多くの先進国においても所得格差が増大している。世界の総資産の過半数を上位1パーセントの富裕層が有している事実に見られるように、富の偏在は国内外を問わず重要な政治的課題となっている。こうした現状において、何らかの形式による先進国富裕層から途上国貧困層への資産の移転は仮にそれが正当化されたとすればグローバルな貧困を解消するのに資するものであると想定される。しかし多くの場合、そうした資産の移転が比較的負担にならない程度のものであっても多くの反発を生んでいる。途上国への緊急的人道支援や政府開発援助 (ODA) すらも忌避され得る背景には、再分配自体を否定する議論だけでなく、途上国の貧困解消より国内

における生活水準向上を優先すべきとする議論が存在する。そうしたなかで非理想理論としてのグローバル正義論には、貧困という不正義を是正するための理論的正当化という役割が求められているのである。

グローバルな貧困を巡る諸理論は、まず①不正義とされる貧困とは何かを同定し、②その原因を特定し、③貧困を救済する責任あるいは義務が誰にあるのかを確定させるという方法論的前提を共有する。様々な論者によるグローバル正義論が併存しているのは、こうした推論様式における各段階における認識の相違に起因する。次章では、多義的な意味での「現実」をそれぞれの論者がどのような方法で理論に組み込んでいるかを考察する。

Ⅲ グローバル正義論における「現実」解釈

先述したように、非理想理論はその目的ゆえに「現実」への視座を理論内在的に有している。しかしここで用いられる「現実」の語彙が指し示す意味内容は一意に特定できるものではなく三つの異なる含意を示している。すなわち眼前の世界を我々がどう認識、評価するかという現実認識を巡る問題、理論を構築するにあたってどのような構造までを所与のものとして理論前提に組み込むかという問題、構築された理論が政治社会のなかに如何に受容され実行されるかという実行可能性を巡る問題の三点である。

こうした多義的な現実を巡る方法論的諸前提についての論争は、貧困を巡るグローバル正義論においても共有される。本章では、様々なグローバル正義論を定位するための概念として、理論における「現実」の解釈についてそれぞれ考察する。

1 何が現実における不正義か：平等主義と十分主義

本節では「非理想理論は現実の不正義を問題とする」と述べられるときにおける現実の意味、すなわち「何が現実における不正義であるか」という認識に関わる問題を考える。同一の世界を共有しているはずでありながら、その認識は相違し得る。ここでは現実認識にまつわる問題のうち、非理想理論の出発点たる不正義の措定、すなわち如何なる状況を不正義として把握するかということを扱う。是正されるべき不正義とは何かという問題は、それ自体正義論において中核を占める問題類型である。本来的には、不正義とは理論先行的に示されるものではな

く、理論によって不正義とは何かが措定される。そしてそこで措定された不正義とは、すなわちグローバルな正義という概念によって保障されるべき権利として示されるのである。以下、グローバルな貧困を巡る諸理論における十分主義と平等主義と呼ばれる立場の相違を考察する。

まずグローバルな貧困という不正義を十分主義という立場から確認する。十分主義とは、「あらゆる個人に一定の閾値までを保障するが、閾値を超える領域での再分配を否定する立場」のことである¹³⁾。この閾値が何に当たるかはそれぞれの文脈によって異なり得る。国内的文脈においては、例えば日本国憲法における「健康で文化的な最低限度の生活」という生存権の規定は、十分主義の立場における閾値の一つとして機能している。また、先に述べた世界銀行による国際貧困ラインの設定もそうした閾値に当たる。SDGsで貧困の撲滅を掲げるにあたり、閾値としての国際貧困ラインを下回る絶対的貧困として、不正義としての貧困を定義しているのである。

十分主義を採用する規範理論においても、閾値をどこに定めるかは重要な論争の対象である。不正義とは何かという問題は、すなわち保障されるべき人権とは何かという問題でもある。一方では、平等な政治参加の権利など様々な社会的権利の保障を含めてグローバルな分配的正義論の対象とされるべき不正義と措定する立場がある。他方で、ミラーがそうであるように是正されるべき不正義、保障されるべき権利とは生存権のような最小限のニーズ、グローバル・ミニマムのみであると考える立場も存在し、このような人間として生活できる最小限度の水準を閾値として採用するものを最小限主義と呼ぶ¹⁴⁾。どちらにしても、閾値以下にあることを不正義として定義する十分主義の立場では、貧困とはそれ自体が独立した不正義なのであり、先進国と途上国間での富の偏在に起因するグローバルな格差の存在は二義的な問題に過ぎない。したがって、十分主義の立場におけるグローバルな貧困の不正性は、閾値以下に存在するという貧困それ自体の不正性に基づくものであってグローバルな格差に付随して生じた不正性ではない。

他方で、グローバルな貧困の不正性を何らかの閾値によらずして格差それ自体に求めるのが平等主義である。平等主義とは、「格差それ自体が不正であり、所得や生活水準の全体的な平等化を実現すべき」とする立場である¹⁵⁾。平等主義は、平等そのものに内在的な価値を認めすべての人々の間で資源が平等に分配されることを理想とする¹⁶⁾。この立場においては、貧困はそれ自体が独立した不正性を生じさせているのではなく、本質的な不正性はグローバルな格差にあり貧困はそ

れによってもたらされた不正義であると考える。平等主義は、平等に内在的価値を与え格差そのものに不正性を見出すのである。

このような平等主義を代表する理論が、シンガーによる援助義務論である。功利主義者であるシンガーは、自らの理論を「何か悪いことが生じるのを防ぐことができ、しかも、それと同じくらい道徳的に重要な何かを犠牲にすることなくそうすることができるならば、我々は、道徳的に言って、そうするべきである」と定式化する¹⁷⁾。シンガーの定式化に従えば、是正されるべきとされる途上国の貧困に対し我々は「同じくらい道徳的に重要な何かを犠牲にすること」なき限りそれを防止する義務を負う。途上国の現状、とくに最小限の衣食住すら保障されないような絶対的貧困に鑑みれば、先進国において「同じくらい道徳的に重要な何か」を想定することは困難であり、したがって貧困への支援、援助は義務づけられる。しかしシンガーの定式化は、貧困の是正以上のものを要求する。この定式化のなかでは十分主義的な閾値は示されていない。すなわち、この定式は貧困が撲滅されたとしても格差是正のためのさらなる再分配を正当化する¹⁸⁾。それ故に、先進国の市民は自らの所得を寄付する義務を負うとされるのである¹⁹⁾。

以上のように、何を現実における不正義として措定するかという問題は、非理想理論の出発点であると同時に様々なグローバル正義論を位置づける中核的な問題である。眼前の現実を如何に解釈し、不正義を措定し、理論的にアプローチするかという観点によって、目的を異にする様々な諸理論が明確化されるのである。

2 現実の何を所与とするか：ロールズ－コーエン論争

現実は何らかの不正義を措定しそれに対応した理論を構築するとしても、その理論の前提としてどれほどまでの現実を所与のものと見なすべきかという新たな論争が提起される。理論の中にあらゆる現実の事象、構造を所与の概念として組み込んでしまうと「政治哲学は保守的・現状維持的となり、理想としての価値や理念を提示するという役割を失ってしまう」一方、「現実世界の諸制約を等閑視して理想に傾きすぎると、政治哲学は実現不可能な単なる絵空事の描写となってしまう²⁰⁾。理論と現実を巡る方法論的論争は、政治哲学とは如何なる意味で「政治」であり如何なる意味で「哲学」であるのかという学問的ディシプリンそれ自体を問うているのである。

かつてロールズは、現実から独立した原初状態を想定することで正義の二原理を定式化した。その第二原理において、ロールズは「最も不遇な人びとの最大の

便益に資する」という条件に抵触しない限りにおいて正義に適った社会における不平等の存在を肯定した。ここでロールズは、自らが「平等主義的な正義の構想の一つを表明している」とする正義の二原理によってもなお、各人の能力、状況にかかわらず同一の分配がなされるべきという意味での平等主義を拒絶している²¹⁾。ロールズの言明における平等とは、貢献に応じた「各人に各人のものを」という意味での分配的平等である。このような議論の背景には「各人の生産的貢献の大小にかかわらず、均等に取り分が分配される平等主義社会であるならば、生産性の高いものは労働インセンティブを失い、結果的に社会全体のパイが減少する」という想定がある²²⁾。貢献に応じた分配によって社会全体のパイを増大させることは、完全に平等な分配に比して「最も不遇な人びと」の取り分を増加させ得る。それ故に、ロールズ正義論においては、格差原理のなかでの不平等は肯定される。ロールズが目的としていたのは、あくまで「最も不遇な人びと」の取り分が最大化されるような社会構造であって格差のない社会ではない。

このように、一連のロールズの不平等肯定の議論の中核は、一定の格差の発生を認める、すなわち貢献に応じた分配を認めることが労働インセンティブを高めるという前提に立脚する。しかしコーエンは、ロールズの議論が依拠するこの前提は、ロールズ自身が理想理論構築に当たって設定したはずの方法と両立不可能であると批判している。理想理論における方法とは、無知のヴェールに覆われた原初状態に示される道徳的に恣意的な差異の排除と、人々の間で正義の「厳格な遵守」が期待できるというものであった。ロールズは格差肯定の議論のなかで、貢献に応じた分配という労働インセンティブなきために生産性の高い者がその能力を十全に発揮しない状態と、労働インセンティブによって生産性の高い者が能力を十全に発揮できる状態を比較することで、後者であれば社会全体のパイが増大、それに伴って「最も不遇な人びと」の取り分も増加するだろうと推論する。しかしコーエンはここで比較されている二つの状況のほかに第三の可能性として、労働インセンティブという「不平等な取り分が認められなくても、生産性の高い者は働く」という新たな前提を提示する²³⁾。コーエンは、ロールズ的な労働インセンティブによって自らの生産を変化させるような行為は単なる利己心によるものに過ぎないと批判する。本来、ある特定の個人が有している能力、生産性とは、「高収入を得ることができ、その収入の高さにきっかり応じて自分たちの生産性を変化させることができるという幸運な境遇」という道徳的に恣意的な差異に基づくものであるとされる²⁴⁾。そして、ロールズが理想理論の前提としていたはず

の「厳格な遵守」に基づけば、理想理論における人々とは、労働インセンティブの有無によらずして正義に従って行為すると想定されるべきと論じられる。ここでコーエンが批判しているのは、ロールズが現実から独立して構築された理想理論において労働インセンティブという利己心、現実的制約を密輸入しているということであった。

ここで注意すべきは、ロールズーコーエン論争があくまで理想理論の次元で行われていることである。何らかのかたちでの現実からの独立を志向する理想理論においても、何を所与の現実とすべきかということは論争の対象たり得る。そもそもロールズは、自らの構想を「現実主義的ユートピア」と呼んでいるように、正義それ自体が要請される根拠として「適度な希少性という条件のもとで、社会的利益の分割に関して相反する要求を人々が提起する」という現実主義的な「正義の情況」を提示している²⁵⁾。そうしたロールズにとって、人々に示されるインセンティブの存在は理想理論が排除すべき現実の制約ではなく、理論の前提としての正義の情況に起因するものである。ロールズの議論では、コーエン的な利他心の想定を採用するならば、そもそも社会を規範づける正義など必要とされない。

コーエンのロールズ批判が理想理論における現実の密輸入にある一方、コーエンはその非理想理論においてはロールズと同様に現実を所与のものとして理論に組み込むことに一定程度同意している²⁶⁾。非理想理論においてはなおのこと、理論においてどこまでの現実を所与のものとして前提するかという問題は前景化する。あらゆる現実を所与とすることはただ眼前の世界をなぞるだけの現状肯定的なものになってしまう一方、完全に現実の制約を等閑に付してしまえば、不正義の是正を目的とする非理想理論の中核であったはずの行為指針性、実践的意義は減じられる。数多の非理想理論は、どこまでを所与とするかという意味での現実理解の程度に応じても定位され得るのである。

3 現実において可能なのか：実行可能性問題

「現実」に対する第三の解釈は、ある理論で導出された結論が現実世界において実行可能であるか、あるいは受容可能であるかという実践的次元における問題である。現実における不正義を措定し何らかの理論が導出されたとしても、そのことは直接に現実の不正義の是正に資することを意味しない。理論によって導出された規範的含意の現実匡正的意義は、それが実行されるかという実践の次元の影響を無視できない。

とはいえ、何らかの政治哲学、規範理論が、どの程度実践の問題を考慮すべきかについては議論の分かれる問題である。コーエンのみならずロールズ、ノージックなど政治社会の規範的な価値尺度を提示する理想理論の構築を志向する理論家においては、程度の差こそあれ実践は主要な問題系とはなり得ない。この場合、実践の次元は理論に内在する問題系ではなく、あくまで付随的な問題系に過ぎない。しかし、こと非理想理論の場合、現実における不正義の存在が方法論的前提として存在するために実践の問題の一切を捨象することはできない。非理想理論の前提は、人々が正義を必ずしも遵守できない「部分的な遵守」であった。実践の次元の問題、端的にはある規範理論が現実の政治社会において実行されるものであるか、政策形成に何らかの影響力を持ちうるかという実行可能性問題が、理論と現実を巡る第三の類型である。

理論の現実における実行可能性は、主として「技術的実行可能性」と「政治的実行可能性」に大別される。技術的実行可能性とは、実行可能性問題のなかでも「ある提案が物理法則や最低限の社会学的・心理学的法則に反するかどうかに関わるもの」のことを示す²⁷⁾。「当為は可能を含意する」のであれば、理論によって導出される規範的示唆が客観的、自然法則的に不可能であることはその理論がそもそも妥当性を欠いていることを立証すると考えられる。それ故に、何らかの意味で正当な正義構想を実践の観点から評価するうえで、技術的実行可能性は論争になり得ない。

一方、政治的実行可能性とは、「実際の政治家に関わるような実行可能性」であり「それが採用されるために十分な政治的支持を得られるかどうか」という政治過程における実行可能性である²⁸⁾。少なくともリベラルで民主的な政治社会においては、規範理論によって何らかの変革が要請されたとしても、それが実践されるためには理論の正当性の有無だけでなく民主的な政治過程を通過したという正統性が求められる。理論の帰結が大衆に受容され民主的正統性を獲得できるかが政治的実行可能性の関心である。しかし、政治的実行可能性は、現今の政治社会における受容可能性を扱うために、それだけを理由として理論の正当性を評価することはできない。現今の政治社会は、非理想理論が対象とする不正義を内在した社会そのものであって、何らかの変容を求めずしてそこでの受容を前提するのは理論の持つ規範的意義を損ねてしまう。したがって、政治的実行可能性は技術的実行可能性と比較して「相対的に弱い（無視しうる）制約」である²⁹⁾。

次章以降中心的に扱うミラーは、この二つの区分を前提としながらも政治哲学

における実行可能性の問題を両者の中間に位置づける。すなわち「その社会の構成員が理性的な議論によって受け入れ可能な原理によって構成されていなければならない」という意味での実行可能性であり、それは「市民が忌まわしいと考えるような帰結をもたらしてはならない」ということを含意する³⁰⁾。この実行可能性の第三の解釈が政治的実行可能性と異なるのは、理論が現今の政治社会を変革する必要なく現状肯定的にそのまま受容されることを求めるのではなく、政治哲学の持つ意識変容という意義を踏まえうえて市民の社会構造への基底的な信念や様々な価値とのトレードオフの存在を現実における制約として実行可能性を論じることを求める点である。後述するように、ミラーは政治哲学が方法論として現実依存的に構築されることの妥当性を肯定する。それはミラーがネーションの意義の一つとして、実行可能性問題の一つであるグローバル正義論における動機づけ問題を扱おうとしているからである³¹⁾。グローバル正義論が現状の分配状況やその他の関係構造に反して何らかの正義の義務を課せられるとすれば、既存の価値体系と衝突しうるそれを如何に実行するかという実践の問題と政治哲学の行為指針性との相克は、この意味での実行可能性問題であるといえよう。

IV D. ミラーのグローバル正義論：文脈主義と「正義の間隙」論

前章では、グローバル正義論を論じるうえでの諸前提を「現実」という観点から再構成し考察した。それを踏まえて、以下では、理論と現実という問題系への関心の高いグローバル正義構想としてミラーのそれを扱う。まずは、ミラーのグローバル正義論の骨子を概観したうえで、ミラーによる強いコスモポリタニズムとグローバルな平等主義への批判を確認する。続いて、ミラーのグローバル正義論に対するミラー自らの留保としての「正義の間隙」論について批判的検討を加えるとともに、その背景としてのミラーの視座を明らかにする。

1 ミラーのグローバル正義論³²⁾

ミラーは、そのグローバル正義論を構築するにあたり、人間が有している二つの側面に着目する。第一の側面は、人間は「卑小で傷つきやすい存在で、少なくとも最低限の自由、機会、資源を与えられていなければ、なに不自由のない生活はおろか人間らしい生を全うすることもできない」存在であるという矮小性、脆弱性である³³⁾。しかし他方で、ミラーは「人間は自分自身の生に対して責任をも

つ必要がある選択する主体である」という人間の責任主体性も強調する³⁴⁾。ミラーのグローバル正義論は、この人間性を巡る二面性への理論的応答として構成されている。

まずミラーは人間性の第一の前提である矮小性、脆弱性を根拠として、グローバル・ミニマムとしての基本的人権を正当化する。人間が人間らしい生を全うするためには、食料や水、生命が脅かされない安全、医療などの環境的条件が整えられていることが必要不可欠である。しかしそれらは各個人が自らの手で容易に確保し維持できるものであるとは限らず、事実としてそれらを十分に手にすることができず外的にも保障されていない人々が多数存在する。こうした状況は、人間が人間らしく生を全うできないという点で端的に不正義であり、正義の義務はこれを是正することにある。そして人間の脆弱性という前提は、ある個人においてそれらが整えられていない状況をその当人に帰責できないということを含意し、それ故にミラーは基本的人権の保障を普遍的に妥当する正義の義務として措定する。

ただし、ここで示される基本的人権とは、一般に流布する人権そのものの意味内容とは異なっている。ミラーは普遍的に保障されるべき権利としての基本的人権を人間の基本的、本質的ニーズの面から正当化する。人道主義的戦略と呼ばれるそれは、グローバルに保障されるべき基本的人権をグローバル・ミニマムとしてのみ解釈しようという試みである。ミラーはまずウォルツァーの道徳的ミニマリズムを引き合いに出しながら、一般的な意味での人権が指し示している意味内容が、多様な価値観を有している社会間で共有可能であるか疑問を呈する。人権の正当化根拠としてリベラルな社会と非リベラルな社会のあいだであっても重合的に合意可能である何らかの「薄い」価値観、規範概念が見出せるだろうとする想定への懐疑を示す。その代わりにミラーが人権の正当化根拠とするのが、人間の生物学的、社会的性質に依拠した基本的ニーズの概念である。基本的ニーズとは、「いかなる社会でも人間らしい生活の条件」となり得る最小限のニーズであり、ミラーはこの基本的ニーズのみは性質を異にするあらゆる社会においても共有可能であると考えている。

この基本的ニーズに對置されるのは社会的ニーズである。社会的ニーズは、あらゆる社会に普遍的に妥当するニーズではなく、特定の社会内部の文脈によって形成されるニーズである。このニーズに対する権利がシティズンシップの権利であり、それはある特定の社会に依存して正当化されているものであるためにグ

ローバルな正義の対象とはなり得ない。ミラーは、異なる価値観に基づく社会間で共有可能な権利をグローバル・ミニマムとしての基本的ニーズに基づく基本的人権に限定し、それ以上の権利をグローバルな正義の範囲外であるシティズンシップの権利として区別したのである。この点でミラーのグローバルな権利論は十分主義的であり、その閾値は基本的ニーズという人間が人間として生きるための最小限度の水準に定められた。

一方、ミラーによる人間性の第二の前提である責任主体性は、自らの行為によって引き起こされた帰結に対し責任を負うべきという規範的含意を有している。責任主体性を享有する人間は、ある個人が自らの行為の帰結として得た利益に対し正当な権利を有することを認めるとともに、反対に行為の帰結として生じた損害に対してもそれを受容する義務を負っている。この観点からすれば、何らかの不正な帰結が生じている場合、それを是正すべき責任を一義的に負っているのはその帰結を生じさせた行為者である。行為、選択する人間は、その行為によって生じた結果に対し結果責任を有している。

ミラーはこの責任主体性の前提と結果責任の概念を、不正な状況に対する責任を特定する原理として採用している。是正が要求される状況においてその不正を誰が是正する義務を負っているのかという責任特定の問題において、ミラーは結果責任の概念を用いることで、その不正を生じさせた者がその責任を負うという原則を示している。多くの場合、不正を誰がもたらしたのかという結果責任の対象と不正を誰が是正すべきかという救済責任の対象は一致する。交通事故を起こした場合の賠償責任が運転手に帰せられるように、結果を生じさせた者が必然的にそれを是正する義務を負うことは一般的であろう。

ただし、このような両者の一致による責任の特定は必ずしもあらゆる事例において妥当するものではない。自然災害の場合に顕著のように、救済されるべき状況が生じた原因が特定の個人の行為に帰せられるものではない場合があり得る。結果責任を負うべき主体が存在しない場合、救済責任は結果責任を有していない人々にも課され得る。あるいは、本来であれば結果責任を有している者が能力等の理由から救済責任を履行することが不可能である場合、救済責任は結果責任を有していない人へと移転する可能性が考えられる。

ここまで見てきたように、ミラーのグローバル正義論において人間の脆弱性の前提は救済責任を、責任主体性の前提は結果惹起責任をそれぞれ基礎づける。これらの責任概念をグローバルな貧困に適用させよう。まず、グローバルな貧困は

最小限度のニーズに基づく基本的人権が保障されていない範囲において是正されるべき不正義である。そして、そうした状況のある貧困者を救済する責任の所在は、一義的には貧困を生じさせた主体に対し結果責任として帰属させられるべきであると特定される。それ故に、ミラーのグローバル正義論におけるグローバルな貧困への応答は、誰が貧困を生じさせたのかという結果責任の所在の問題、より具体的には「先進国市民の救済責任と途上国の結果惹起責任のどちらが優越するか」という提題に還元される。

ここでミラーは、グローバルな貧困の原因を特定するという問題にあたって途上国自身の選択による結果惹起責任を強調する。かつて同等の経済状況であったガーナとマレーシアを比較してその後の発展状況の差はそれぞれの国の自発的決定に由来すると論証する。各国は自らの政策決定に対し結果責任を負っているのであり、出発点が同等でありながら異なる発展に至ったとすればその責任は原則として各国自身に帰せられるとする。途上国の貧困の原因が途上国自身の政策決定にあるとするならば、貧困救済の責任は一義的には途上国自身が負うことになる。貧困がその国の内在的要因に起因するのであれば、先進国は貧困を救済する責任を正義の義務として負うことはない。とはいえ、ミラーも途上国のあらゆる貧困の原因を途上国の内在的要因、自発的な政策決定に帰するのではない。途上国は、虐殺や植民地支配などの過去の不正行為や、政治的圧力による貿易関係や国際通貨基金（IMF）による経済介入などの不公正な国際秩序などによる損害を受けている。そのため、「過去の不正行為の結果を賠償する責任、貧しい社会に公正な協力関係を提供する責任」を先進国は負っている³⁵⁾。あるいは、途上国の政策決定に貧困の原因を見出せるとしても、途上国が独裁体制にあるような場合、支配されているに過ぎない途上国民に結果責任を課すことはできず、また独裁政権に貧困是正の能力を期待することは困難であるから、先進国は途上国貧困層への救済責任を負うことになると考えられる³⁶⁾。

2 ミラーの批判対象

前節でミラーのグローバル正義論の骨子を概観した。ミラーのグローバル正義論は、ニーズに基づく基本的人権を閾値とした十分主義、そして結果責任と救済責任に基づく責任の特定作業として理解できる。反対に、ミラーのグローバル正義論とは結論を異にし批判の対象となったのがシンガー功利主義に代表されるグローバルな平等主義と、ポッゲの制度的加害是正論であった。

まずミラーは、文脈主義の立場からグローバルな平等主義を批判する。第Ⅲ章第1節で確認したように、グローバルな平等主義は、グローバルな分配の対象を定められた閾値を下回る領域に限定する十分主義に対し、分配の対象を限定せず格差の存在そのものを問題とする。グローバルな平等主義における不正義とは、閾値を下回っていることではなくネーション、国家を超えた平等が損なわれている状態であると定義される。例えばスタイナーは「各人は世界の利用されていない天然資源の平等な分配への権限をもつ」という仮定から、ネーション間の資源分配の平等を主張する。石油や鉱石をはじめとする価値ある天然資源がある地域にどのくらい存在しているかということは、そこに住む人々の功績等には依存しない道徳に恣意的な差異に分類される。それ故に、本来であれば人々はその地域、ネーションに居住していても天然資源への平等なアクセス権を有しているとスタイナーは想定する。そしてその前提から、各国領域内に存在する資源価値を平等化するためのグローバル基金を創設するよう提案するのである。あるいはシンガーの援助義務論においては、シンガーの依拠する功利主義的前提から、裕福な先進国市民には途上国貧困層と比較して「同じくらい道徳的に重要な何か」を犠牲にしない限り自らの所得を寄付することが正義の義務として課されていると論じられる。こうしたグローバルな平等主義に基づく分配的正義論は、ネーションを超えた価値の比較可能性を前提としている。

しかしミラーは、グローバルな平等主義が前提とするネーションを超えた価値の比較可能性に懐疑的である。ミラーは、ある財がどのような価値を持っているか、どのような基準で分配されるべきかといった判断はネーション固有の文脈に依存しているが故にネーションを超えて妥当させることはできないと考えている³⁷⁾。あるネーションでは高い価値が見出されている財が別のネーションでは価値を持たない場合、それをネーションを超えた分配の対象としようとするのは不適切であろう。あるいは、基本的人権に属するものを超えた価値ある財をニーズによって分配するのか、功績によって分配するのかといった基準はネーション内部での合意に委ねられている。財の価値や分配原理の正統性は、ネーションにおける文脈に依存している。このようなネーションによる「正義の文脈主義的解釈」をミラーは擁護しながら、それと両立しうるグローバルな分配的正義論として基本的人権による十分主義を採用したのである。それ故に、ミラーの依拠する文脈主義の立場からは、シンガーの非関係主義的援助義務論やスタイナーの天然資源平等論は、ネーションにおける正義の文脈主義的解釈を無視したものであると批

判される。文脈主義的意味でのネーション間の価値の共約不可能性をミラーはグローバル正義論の前提として導入している。

ミラーによる批判の第二の対象が、非理想理論としてのグローバル正義論の中核たる貧困の責任を特定するという観点の軽視である。まずシンガー的な功利主義に基づくグローバル正義論においては、現状の分配状況とそれが功利主義的に不正であることが確認されれば十分であり、それがどのような原因で生じたのかという問題は関心の対象ではない。より正確には、貧困を是正する義務を特定するうえで現状の貧困がどのような経緯で生じているのかは考慮される対象ではなく、基準となるのはシンガーの定式化に則って寄付することができるかという能力のみが考慮される³⁸⁾。

しかしこのようなシンガーの議論は、途上国自身の選択に基づく責任の存在を無視しているとされる。貧困に対する結果責任の存在を救済責任の特定過程から排除することは、途上国が何らかの自発的選択の結果貧困を生み、先進国からの援助を受けてもなお同様の選択を続け先進国の援助を受け続ける可能性を否定できない。しかし本来であれば、貧困者に対し途上国が何をしているのかという事実は途上国と先進国とのあいだでの責任の分配において重要な事柄であるはずであろう。誰が救うべきかという責任の所在の特定を非理想理論の目的として考える限り、それが如何に引き起こされたのかという結果責任の検討は不可分の問題なのである。それと同時に、途上国の選択に伴う結果責任を等閑視することは、脆弱であると同時に責任主体性を有しているという人間性の前提に反していると考えられるために、ミラーはシンガーの援助義務論を批判するのである。

この点においては、ミラーが繰り返し言及するボグゲの制度的加害は正論とミラー自身のグローバル正義論とは大きく異なるものではない。責任を特定するという段階において、ボグゲは先進諸国によって維持されている国際秩序は構造的な不公正を内在させているとして、危害原理的な観点から先進国は不公正な国際秩序を是正しこれまでの損害を補償する義務を消極的義務として負っているとす。ミラーはボグゲに対し、やはり途上国自身による結果責任を軽視していると批判しているが、シンガーの場合と異なりボグゲ＝ミラー間の論争は、通時的な結果責任の意義を理論の前提とするか否かの次元ではなく、あくまで現実の貧困がどのような原因で生じているかを巡る現実認識の差異に留まっている³⁹⁾。シンガー＝ミラーの相違が現状の貧困が如何なる原因で生じたのかという現実を理論に組み込むべきかという方法論的対立である一方で、ボグゲ＝ミラーの相違は現

状の貧困の原因は何であるかという現実認識の対立に由来しているのである⁴⁰⁾。

3 「正義の間隙」論とその批判

前節でシンガー＝ミラー、ポグゲ＝ミラー間の見解の相違が、それぞれ第三章第2節、第1節で示したような現実解釈の相違に基づくものであることを示した。そのうえでミラーは、ここまで展開してきたグローバル正義論のおわりに「正義の間隙」論と呼ばれる論争的な留保を付している。基本的人権に基づく十分主義と結果責任に基づく関係主義的責任特定からなるミラーのグローバル正義論は、この「正義の間隙」論によってその規範性を大きく変化させる。

ここまで展開されたグローバル正義論がどのように実行されるのかに視点を動かしミラーは、ここで先進国が自らの義務を履行しない可能性に焦点を当て「正義の間隙（正義をめぐるズレ）」の存在を指摘する。正義の間隙とは、「貧しい国の人々が正義の問題として正当に要求しうること（とりわけ彼らの人権の擁護）と、豊かな国の市民が正義の問題としてそうした要求を満たすために捧げなければならない犠牲との間にあるズレ」のことである⁴¹⁾。途上国貧困層はニーズに基づく基本的人権の保障が達成されておらず、かつその責任を途上国自身の結果責任にのみ帰責できない場合、先進国に対し救済責任による支援を要求できる。しかし、先進国がその責任を履行する上で失わなければならない犠牲が先進国自身にとって受容できないものであった場合、先進国は救済責任の履行を拒否するだろう。そしてミラーは、自身が現実主義と呼ぶ「豊かな人々と貧しい人々との間にある正義をめぐるズレは狭めることは可能であるが、すべての社会がその構成員に人間らしい生活を提供することができるようになり、そのおかげで外部の人に対する救済責任が生じるのは自然災害といったものに限られるという地点に私たちが到達するまでは、そのズレが完全に埋められることはないであろう」と評価を下すのである。

この「正義の間隙」論をミラーのグローバル正義論の一環として字義通り受け取るのであれば、「正義の間隙」論はこれまでの議論を無効化するものであり得る。貧困という現実の不正義に対する非理想理論としてミラーがここまで展開してきたのは、グローバル正義論の対象となる普遍的に妥当しうる基本的人権の指定と、結果責任、救済責任の概念による責任の特定であった。こうした作業は、先進国に課すことが正当化される正義の義務とは何かを論証する過程であったはずである。しかし「正義の間隙」論をミラーのグローバル正義論の一環として受

け入れるのであれば、先進国に対し正義の義務を正当化するという前提そのものが揺らぐことで、ここまでの作業が有していたはずの意義は失われかねない。ミラーが正義の間隙が解消されんとする地点とは、ミラーの基準によれば不正義の存在しない地点であるはずである。しかし、基本的人権があらゆる社会で保障されていない現実の世界は不正義の存在する非理想状態であることは明かである。したがって、「世界貧民の尊厳保全最小限への人権の保障を正義の要請とし、その実現に寄与する積極義務を先進諸国が負うとしながら、先進諸国が自らの国益考慮に基づいて好むままにこの積極義務の履行負担を軽減することを許容してしまう」という井上の批判は「正義の間隙」論を受容する限りにおいて正当なものであろう⁴²⁾。

以上のことから、ミラーのグローバル正義論において「正義の間隙」論をその一環として受容することは困難である。ミラーによる責任の特定作業と「正義の間隙」論は、その目的からして両立不可能であり非本質的な「正義の間隙」論を放棄する可能性は考慮されうるであろう。

4 文脈主義と「現実」への視座

前節では、ミラーのグローバル正義論と「正義の間隙」論との両立不可能性を論じた。しかし単に「正義の間隙」論を放棄するだけでは、ミラーが自らのグローバル正義論の末尾に（擁護困難な）留保を付さざるを得なかったことを説明できない。「正義の間隙」論の背景には、グローバル正義論と実行可能性問題の相克というミラーの問題意識が想定できるのである。

第Ⅲ章第3節で指摘したように、現実の不正義の是正を目的とする非理想理論においては、理論が現実において如何に実行されるかという問題を回避できない。何らかのグローバル正義構想によって措定された義務と、既存の信念、価値、正統性観念との相克は、非理想理論固有の問題系である。しかし様々な論者が正義構想を示しながらも、この意味での実行可能性問題が中核的に取り上げられることは少なかった。ミラー自身、政治理論における実行可能性問題の定式化に貢献しており、ミラーの関心の対象に実行可能性問題があったこと、それ故に自らのグローバル正義論においても実行可能性への言及を必要としていたことは明かである⁴³⁾。ミラーの考えでは、「正義の間隙」論は、グローバル正義論の要求と実行可能性問題とを接続するための方策であったのである。

とりわけミラーは、「正義の間隙」論によって実行可能性問題としての動機づ

けの問題を重視する。グローバル正義論が実践されるにあたって、「豊かな社会の構成員がはたしてそうした契約に同意する理由があるだろうか」と問うミラーは、先進国市民が自らの政治的責務を拡大させるような契約を忌避することは合理的であるとして「彼らは、変革がもたらすであろう人権の向上やグローバルな正義の他の側面の促進と比較して、必要と思われるコストに配慮しながら、事例に応じてそれぞれ提案された政策変更の決定権を保持したいと望む」と理論の受容可能性を問題とする⁴⁴⁾。動機づけ問題は、市民の合意を正当性の淵源とする民主的政治社会における非理想理論の実行可能性問題として考慮されうるのである。

非理想理論としてのグローバル正義論における動機づけ問題、実行可能性問題への関心は、リベラル・ナショナリズム論者としても目されるミラーが「社会民主主義者として厚い社会福祉政策を安定的に実行しうる条件をいかにして見出し、整えるかという関心」からネーションの意義を再構成したことと不可分である⁴⁵⁾。福祉国家的再分配を正当化し動機づける根拠としてネーション基底な連帯意識が用いられたように、ミラーはネーションにおける正義の文脈主義的解釈を認める⁴⁶⁾。そしてネーション内における再分配と異なり、グローバルな再分配においてはそれを基礎づけるだけの紐帯が存在しない。それ故に、実行可能性問題はミラーのグローバル正義論において不可欠の問題意識である⁴⁷⁾。

なお、こうしたミラーの問題意識は、非関係主義的正義構想に対する批判にも通底する。シンガーの援助義務論のように、特定の不正義に対しその是正をあらゆる人々の普遍的な義務として措定する正義構想は、義務の存在を正当化することは可能だとしても責任を特定することはできず責任対象の拡散を招く。自らに課された義務を履行する者も履行しない者も併存する非理想状態において、グローバルな貧困の是正は集団的な再分配の問題である。責任が特定、分配されないことは、なぜ義務を履行しない者がいるにもかかわらず自らは履行しなければならないのか、なぜ履行しない者の責任までもを負わなければならないのかという疑念を生む。集団的な再分配の実行可能性を担保する手段としても、ミラーは優先順位付けや責任の特定、分配を非理想理論としてのグローバル正義論に求めるのである⁴⁸⁾。

V おわりに

本論文では、現実における不正義への行為指針性を持つ非理想理論としてのグ

ローバル正義論について扱った。非理想理論固有の論点としての理論と現実の架橋という問題系について、「現実」が示す三つの意味を分析し再構成した。そして、ミラーのグローバル正義論をグローバルな正義の否定論としてではなくグローバル正義論の一つの構想として定位したうえで、「正義の間隙」論の批判的検討を行った。

グローバル正義論の実行可能性問題を、リベラルな民主的社会における公共的正当化の問題と捉えるミラーは「正義の間隙」論をその応答として採用した。しかし第IV章で示したように「正義の間隙」論は、ミラーがそれまでに展開したグローバル正義論と実行可能性問題の相克の解消という問題意識への応答として妥当なものではなかった。すなわち、ミラーのグローバル正義論における「正義の間隙」論は、それ自体としては十分主義と結果責任に基づく救済責任の特定という骨子を無効化してしまう可能性を有しており両立不可能である点で擁護困難である。しかしそうしたミラーの試みは単に「正義の間隙」論を放棄することのみによって解決されるものではない。ミラーが「正義の間隙」論を自らのグローバル正義論における留保として導入した背景には、実行可能性問題、動機づけ問題という、現実の不正義の是正を目的としながらも厳格な遵守が期待できない非理想理論固有の問題系を既存の理論が十分に考慮していないという問題意識があった。ミラーが不十分ながら示した現実と理論の架橋という問題系は、「正義の間隙」論を放棄してもなお検討の必要性を残し続けるものであり、十分な応答が求められるのである。

実行可能性問題とは、ミラーの「正義の間隙」論に留まらず政治哲学、とりわけ非理想理論に通底する問題系である。ある正義構想がリベラルな民主的社会において正統性を得ることができるか否かは、適理的市民による公共的正当化を経る必要がある。それ故に、実行可能性問題は、哲学的真理の探究を超えて「政治」哲学として固有の意義を有しているのである。そうした政治哲学のディシプリンとしての実行可能性問題、正義構想の公共的正当化一般への考察は今後の課題であらう。

- 1) 「政治哲学」の語は、本来であれば本論文で扱う分析哲学的方法を採用する英米圏におけるもののほかに、大陸哲学、精神史のアプローチなど複数の系譜を包含する呼称である。しかし本論文では、特記なき限り諸研究の慣例に倣い前者のいわゆる分析的政治哲学のみを対象としてこの語を用いる。
- 2) ロールズ正義論には、『正義論』における前期の議論と、『政治的リベラリズム』、

『万民の法』で見られる後期の議論とで、「政治的転向」とも称される変化、すなわち『正義論』で目指されていた普遍性の放棄の可能性が論じられている。しかしそもそも前期ロールズは普遍的に妥当する正義を構想していたのかという点は議論を分かちものである。ただし、仮に当初よりある社会における正義を構想していたとしても、マキシミン原理をはじめ、様々な批判を受けてロールズは自らの正義構想を適宜修正している。

- 3) 「正義の間隙」論についての先行研究としては、以下を参照のこと。井上達夫『世界正義論』筑摩書房、2012年。浅野幸治「T. ボッゲの世界正義論と D. ミラーの国際正義論」『豊田工業大学ディスカッションペーパー』9号、2015年。
- 4) 井上達夫『世界正義論』筑摩書房、2012年、223頁。
- 5) ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年、13頁。
- 6) 前掲書、331頁。
- 7) 前掲書、13頁。
- 8) 松元雅和『応用政治哲学—方法論の探求』風行社、2015年、49-50頁。
- 9) チャールズ・ベイツ『国際秩序と正義』進藤榮一訳、岩波書店、1989年、225頁。
- 10) スタイナーの権利論については以下を参照のこと。ヒレル・スタイナー『権利論—レフト・リパタリアニズム宣言』浅野幸治訳、新教出版社、2016年。
- 11) 貧困の現状に関する以下の記述は、世界銀行、国際連合広報センター HP による。
- 12) 国際連合広報センター「持続可能な開発目標」『国際連合広報センター HP』https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/（最終閲覧：2020年11月16日）。
- 13) 宇佐美誠『グローバルな正義』勁草書房、2014年、4頁。
- 14) デイヴィッド・ミラー『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、風行社、2011年、203頁。山田祥子「グローバルな正義論における「現実」の意味（1）—制度主義を中心に」『名古屋大学法政論集』264号、2015年、118頁。
- 15) 伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか—グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院、2010年、43頁。
- 16) 山田祥子「グローバルな正義論における「現実」の意味（1）—制度主義を中心に」『名古屋大学法政論集』264号、2015年、118頁。
- 17) ピーター・シンガー『飢えと豊かさと道徳』児玉聡監訳、勁草書房、2018年、5頁。なおシンガーはこの定式化のなかの「同じくらい」という文言を削除したものをより受け入れやすい「弱いバージョン」として提示している。この場合、是正されるべき悪いことと犠牲にされる何かを比較する必要は生じなくなる。ただし、シンガーのより根源的な主張は本文中で引用した「強いバージョン」にある。
- 18) シンガーの定式化は、限界効用の逓減という経済学的知見からも正当化され得る。限界効用が低減する前提では、同じ価値の財でもより低所得の者に分配され

たほうが高い効用をもたらす。

- 19) この援助義務は、しないことが道徳的非難の対象となる完全義務として義務づけられる。
- 20) 松元雅和『応用政治哲学—方法論の探求』風行社、2015年、113-114頁。
- 21) ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年、135頁。
- 22) 松元雅和『応用政治哲学—方法論の探求』風行社、2015年、120頁。
- 23) 前掲書、122頁。
- 24) ジェラルド・アラン・コーエン『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのか』渡辺雅男・佐山圭司訳、こぶし書房、2006年、227頁。
- 25) ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年、172頁。
- 26) 松元雅和『応用政治哲学—方法論の探求』風行社、2015年、129頁。
- 27) デイヴィッド・レオポルド／マーク・スティアーズ編著『政治理論入門—方法とアプローチ』山岡龍一・松元雅和監訳、慶應義塾大学出版会、2011年、63頁。
- 28) 同上。
- 29) 松元雅和『応用政治哲学—方法論の探求』風行社、2015年、145頁。
- 30) デイヴィッド・レオポルド／マーク・スティアーズ編著『政治理論入門—方法とアプローチ』山岡龍一・松元雅和監訳、慶應義塾大学出版会、2011年、63-64頁。
- 31) 施光恒「正義理念の力—井上達夫『世界正義論』（筑摩書房、二〇一二年）」『法哲学年報』2013年、178頁。
- 32) 本節では、ミラーのグローバル正義論のうちグローバルな貧困の是正に関わるもののみ取り上げる。
- 33) デイヴィッド・ミラー『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、風行社、2011年、11頁。
- 34) 同上。
- 35) 前掲書、303頁。
- 36) 浅野幸治「T. ボッグの世界正義論とD. ミラーの国際正義論」『豊田工業大学ディスカッションペーパー』9号、2015年、14頁。
- 37) 伊藤恭彦「デイヴィッド・ミラーのグローバルな正義への懐疑論—グローバルな正義の課題設定のために」『静岡大学法政研究』11号、2007年、307-311頁。
- 38) ここで示される能力とは、最も悪い状況にある人以外全てが有しているとされる。中央値あるいは平均値を下回る人々であっても、寄付する義務は自らが最も悪い状況にある人々と同等になるまで存在する。
- 39) デイヴィッド・ミラー『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、風行社、2011年、288-296頁。
- 40) シンガー＝ミラー間は第Ⅲ章第2節、ボッグ＝ミラー間は第Ⅲ章第1節で示し

た現実解釈の相違に対応する。

- 41) 前掲書、331頁。
- 42) 井上達夫『世界正義論』筑摩書房、2012年、208頁。
- 43) ミラー自身による実行可能性問題への言及は以下を参照のこと。デイヴィッド・レオポルド／マーク・スティアーズ編著『政治理論入門—方法とアプローチ』山岡龍一・松元雅和監訳、慶應義塾大学出版会、2011年。
- 44) デイヴィッド・ミラー『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、風行社、2011年、331-332頁。
- 45) 施光恒「正義理念の力—井上達夫『世界正義論』（筑摩書房、二〇一二年）」『法哲学年報』2013年、178頁。
- 46) デイヴィッド・ミラー『政治哲学』山岡龍一・森達也訳、岩波書店、2005年、163頁。
- 47) ミラーのように正義論の前提に動機づけの問題を含むことについての批判については、以下を参照のこと。井上達夫「世界正義とナショナリズム—施光恒会員への応答」『法哲学年報』2014年、139-144頁。
- 48) デイヴィッド・ミラー『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、風行社、2011年、284頁。

主要参考文献

- 浅野幸治「P. シンガーの援助義務論」『豊田工業大学ディスカッションペーパー』7号、2013年。
- 浅野幸治「J. ロールズの国際援助論の批判的検討」『豊田工業大学ディスカッションペーパー』8号、2014年。
- 浅野幸治「T. ボッグの世界正義論とD. ミラーの国際正義論」『豊田工業大学ディスカッションペーパー』9号、2015年。
- 飯島昇蔵『社会契約』東京大学出版会、2001年。
- 伊藤恭彦「デイヴィッド・ミラーのグローバルな正義への懐疑論—グローバルな正義の課題設定のために」『静岡大学法政研究』11号、2007年、305-341頁。
- 伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか—グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院、2010年。
- 井上彰・田村哲樹編『政治理論とは何か』風行社、2014年。
- 井上達夫『世界正義論』筑摩書房、2012年。
- 井上達夫「世界正義とナショナリズム—施光恒会員への応答」『法哲学年報』2014年、139-144頁。
- 宇佐美誠『グローバルな正義』勁草書房、2014年。
- 大庭大「公共政策についての政治哲学的思考の展開—Annabelle Lever and Andrei Poama (eds.), Routledge Handbook of Ethics and Public Policy を読む」『政治思想

学会会報』50号、2020年、6-8頁。

奥田恒「国際公共政策と『心理的な事実』にもとづく政治理論」『社会システム研究』18号、2015年、83-97頁。

小野紀明・川崎修編『岩波講座 政治哲学 6 政治哲学と現在』岩波書店、2014年。
川瀬貴之「デイヴィッド・ミラーの分配的正義とナショナリティ (一)」『法学論叢』166号、2010年、76-108頁。

川瀬貴之「デイヴィッド・ミラーの分配的正義とナショナリティ (二・完)」『法学論叢』167号、2010年、80-97頁。

岸見太一「政治理論は個別事実をどのようにふまえるべきか—D・ミラーの文脈主義的難民受け入れ論の批判的検討を出発点として」『政治思想研究』14号、2014年、234-264頁。

コーエン, ジェラルド・アラン『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのかですか』渡辺雅男・佐山圭司訳、こぶし書房、2006年。

古賀敬太『コスモポリタニズムの挑戦—その思想史的考察』風行社、2014年。

国際連合広報センター「持続可能な開発目標」『国際連合広報センター HP』https://www.un.org/development/desa/en/news/sustainable-development/sustainable_development_goals/ (最終閲覧: 2020年11月16日)。

白川俊介「デイヴィッド・ミラーの政治思想を読み解く—国際政治の規範理論として」『政治思想学会会報』34号、2012年、7-11頁。

シンガー, ピーター『あなたが世界のためにできるたったひとつのこと—〈効果的な利他主義〉のすすめ』関美和訳、NHK 出版、2015年。

シンガー, ピーター『飢えと豊かさ道徳』児玉聡監訳、勁草書房、2018年。

世界銀行「世界の貧困に関するデータ」『世界銀行 HP』2018年、<https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty> (最終閲覧: 2020年11月16日)。

スタイナー, ヒレル『権利論—レフト・リバタリアニズム宣言』浅野幸治訳、新教出版社、2016年。

施光恒「正義理念の力—井上達夫『世界正義論』(筑摩書房、二〇一二年)」『法哲学年報』2013年、176-182頁。

富沢克編『「リベラル・ナショナリズム」の再検討』ミネルヴァ書房、2012年。

広瀬巖『平等主義の哲学—ロールズから健康の分配まで』齊藤拓訳、勁草書房、2016年。

ベイツ, チャールズ『国際秩序と正義』進藤榮一訳、岩波書店、1989年。

ポグゲ, トマス『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか—世界的貧困と人権』立岩真也監訳、生活書院、2010年。

松元雅和『応用政治哲学—方法論の探求』風行社、2015年。

ミラー, デイヴィッド『政治哲学』山岡龍一・森達也訳、岩波書店、2005年。

ミラー, デイヴィッド『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』

富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、風行社、2011年。

山田祥子「グローバルな正義論における「現実」の意味(1)—制度主義を中心に」『名

古屋大学法政論集』264号、2015年、117-142頁。

レオポルド, デイヴィッド／スティアーズ, マーク編著『政治理論入門—方法とアプローチ』山岡龍一・松元雅和監訳、慶應義塾大学出版会、2011年。

ロールズ, ジョン『公正としての正義 再説』田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、2004年。

ロールズ, ジョン『万民の法』中山竜一訳、岩波書店、2006年。

ロールズ, ジョン『正義論 改訂版』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年。